

# 令和3年12月甲良町議会定例会会議録

令和3年12月13日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 議案第68号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第4号）  
第3 議案第69号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
第4 議案第70号 令和3年度甲良町一般会計補正予算（第5号）  
第5 意見書第4号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書  
第6 土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会報告  
第7 発議第9号 土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会にかかる土地の処分に関する決議（案）  
第8 議員派遣について  
第9 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	野瀬欣廣
5番	阪東佐智男	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	山田裕康		

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛
税務課長	大野けい子	学校教育課課長	寺田喜生
企画監理課長	熊谷裕二	社会教育課参事	上田真司
住民人権課長	宮川哲郎	建設水道課長	村岸勉
保健福祉課長	中村康之	総務課主幹	岩瀬龍平
産業課長	西村克英		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 山脇理恵

(午前 9時30分 開会)

○山田裕康議長 ただいまの出席議員数は11人です。議員定足数に達していますので、令和3年12月甲良町議会定例第2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 西澤議員、1番 小森議員を指名します。

次に、日程第2 議案第68号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 一般会計補正予算の第4号賛成に当たって、若干の意見を述べさせていただきます。

1つは、指定管理者に対する損失補償195万5,000円に関して、温水プール「香良の湯」の休業措置に対する補償であり、指定管理者とシルバーが独自に取引関係にあるものの、これは承知しております。同時に、収入減に陥った関係者に等しく行き渡るよう橋渡し役をすることが、町民の思いに寄り添った行政だと思います。これは干渉や命令ではないと思いますので、よろしく願いいたします。

2つ目に、オミクロン株に対しても、政府岸田内閣のコロナ感染防止・抑え込み策には致命的な欠陥が改善されていないことを、ぜひ町長を通じて国・県に発信をしてほしいと思います。3回目接種の問題についても、じぐざぐと揺れています。ワクチン接種とともに、検査体制の拡充がぜひとも必要です。それは、ブレイクスルー感染の事例が世界では多く、もちろん日本でも報告されており、ワクチン接種を完了したから感染していないのではなく、無症状感染も多数発生することが専門家から警告されています。ですから、感染リスクが高い学校、介護・医療・保育施設、職場など、感染が拡大してからではなく、頻回のモニタリング検査が無料で受けられる体制づくりが急務となっていることをぜひ発信していただきたいと、強く要請をしておきます。

3つ目には、福祉灯油の実施についてであります。一般質問では考えていないと、大変冷たい答弁でありました。ガソリン、灯油の高騰が止まりません。生活必需品も次々値上がりしています。豊郷町はええなあと、町民の声も聞こえてまいります。専決補正の措置をしてでも実施できるよう、温かな配慮を求めてお願いをしたいと思います。

以上です。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第68号は可決されました。

次に、日程第3 議案第69号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第4 議案70号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第70号 令和3年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

令和3年12月13日。

甲良町長。

○山田裕康議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日追加提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

議案第70号は、令和3年度一般会計補正予算(第5号)で、子育て世帯の臨時特別給付金の先行給付金分の事業費補正で、5,100万5,000

円を追加いたし、補正後の予算総額を43億8,009万9,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では国庫補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金4,760万円、給付金に係る事務費補助金304万5,000円を増額いたし、歳出では社会福祉費で、子育て世帯への臨時特別給付金4,760万円と、給付金事業に係る委託費等の事務費304万5,000円を追加するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。一般会計補正予算の第5号議案に賛成する立場で、若干の意見を述べさせていただきます。

コロナ禍で困窮している国民を、何らかの線引きで分断することは道理に合いません。18歳以上の大学生、大学は出たけれど、就職困難は大変大きく広がっています。1人世帯や子どものいない世帯、シフトを外され、また雇い止めされたなど、非正規労働者などなど、元々4回も緊急事態宣言を発しておきながら、1人10万円給付、持続化給付金、家賃給付金などは1回きりで打ち切った自民党・公明党政権の冷酷さを根本から反省する姿勢があるのか、厳しく問われなければならないと思っています。

また、政府は第3次補正予算で臨時交付金について、個人給付は制限することにも納得がいきません。それは法律でもなく、地方への交付金であることから、通達によって地方を縛る手法は即刻改めるべきであると考えます。その上で、給付に係る事務経費の節約や年末年始の生活資金需要に高まる時期に、5万、5万と分けずに、合わせて10万円給付というのがやはり大きな狙いですし、願いでもございます。

今、今回の第5号については5万を給付するという議案ですので、まずは一步踏み出してやります。先ほどの全員協議会で、後の5万についても現金給付をするという方針が示されましたので、それは歓迎をして、早期に実現ができるよう手配をしていただくことを改めて要請、お願いをしまして、賛成討論とします。

○山田裕康議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第5 意見書第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第4号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出する。

令和3年12月13日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者 建部孝夫。木村修。宮寄光一。阪東佐智男。山田充。

○山田裕康議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、意見書(案)文を読み上げさせてもらって、提案とさせていただきます。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の1つです。近年では足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、直近では湖東記念病院事件など、再審無罪判決が出ており、再審や冤罪被害に対する市民の関心は、これまでになく高まっています。

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度です。個人の尊厳を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

しかし、我が国においては、再審は「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、現在の再審制度が抱える制度的・構造的な問題により、冤罪被害者の救済が遅々として進まない状況にあります。現行の再審法(刑事訴訟法の再審規定)の規定は、僅か19条しか存在せず、極めて大ざっぱな規定のため、再審裁判では裁判所の解釈、運用にほとんど委ねられているこ

とから「再審格差」が生じ、公正さや適正さが制度的に担保される仕組みとなっていない。

その主な事項は、再審請求手続における証拠開示の明文規定が存在せず、証拠開示の実現に向けた裁判所の訴訟指揮によって大きな差が生じています。ほとんどの再審裁判で無罪を勝ち取った要因が、検察が隠し持っていた新証拠であるという事実は、そもそもあらゆる証拠が事前に開示されることこそ、冤罪を防止する最も効果的な方法であることを証明しています。再審請求手続においても、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければなりません。

もう一つは、膨大な時間と労力を要し、審理を経て裁判所が再審開始決定を出したにもかかわらず、検察官が異議を申し立てるだけで振り出しに戻る事態も繰り返されてきました。長期化すれば、元被告人が亡くなる場合など、冤罪被害者の救済を長引かせ、人生を阻害し続けることは人道に反することです。再審開始決定に対する反論は、再審公判の中で主張立証する機会が保障されており、検察官の上訴は禁止すべきと考えます。

個人の尊厳・人権は何人も侵すことのできない人類共通の理念であり、再審は冤罪被害者救済のための最終手段です。冤罪当事者の苦しみの声に耳を傾け、憲法の理念に沿って再審法の在り方を全面的に見直すことが重要です。

よって、本町議会は国会および政府に対し、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」を改正することを求めるものです。

記。

- 1、再審における検察手持ち証拠の全面的な開示を制度化すること。
- 2、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを禁止すること。
- 3、上記の趣旨を反映し、公正さ、適正さを担保する「刑事訴訟法の再審規定」を整備すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2021年12月13日。

提出先は記入のとおりです。滋賀県犬上郡甲良町議会議長 山田裕康。

以上です。

同時に若干の補足をさせていただきますと、休憩中にも、以前湖東記念病院の冤罪であります西山美香さんの事件についても議論が交わされたことがございます。西山美香さんは17年間、合計で17年前に起きた事件で12年間獄中にとらわれて、そしてその後、再審開始の決定を受けて、再審無罪、真っ白の無罪判決を受けました。私、そのときに大津地裁に、傍聴はできなかったんですけども、敷地外のところで待機をしていました。それで、弁護

士の方から報告があったのは、無罪判決が出された後の裁判長の説諭です。つまり論ず、論説がされたそうです。そのことが報告がありました。大変涙が出ましたというので、ある弁護士からのメールもいただいています。

というのは、やはりこの裁判に関わった、有罪判決の中にも加わった裁判官であろうというように思いますが、司法界が本当にこういう問題に正面から向き合う必要があるなということを思ったというのが述べられましたし、美香さんに対しては、これ以上苦しむことはないですと、前を向いて生きてくださいという説諭があったそうです。そういう点でも、この17年という期間、それから獄中の期間、大変苦しい思い、一言で十数年と言いますが、当人にとっては、また家族にとっては、お父さんが入院され、そして体調が、具合が悪くなる、こういう被害に広がります。

もう一つは、県内であります日野町事件です。これは1984年、昭和59年に発生したホームラン酒店での殺人事件、これもよく新聞に取り上げられているので、よくご存じだと思いますけども、無期懲役の判決確定を受けて収監をされ、そして病気になり、獄中で、最後は裁判所が管理する、刑務所が管理する病院で亡くなられたわけですけども、この無念を考えますと、再審開始決定が出されても、いまだに4年間、まだたなざらしにされて、再審裁判が始まっていません。そういう点でも再審の裁判、つまり、やり直し裁判が始まった段階で、検事は地裁、高裁、最高裁ともう一度、やっぱりこの人は有罪なんだと、犯人なんだということを立証して主張することができるんです。

ですから、やはり再審をやりますという決定、この日野町事件で言いますと、2018年に出されたんですけども、殺害方法、私が知っている範囲で言いますと、本人の自供は手で首を絞めてということなんですけども、鑑定の結果、ひもで二重にくくって絞めたという跡が残っているという鑑定結果が出されて、再審の1つの証拠になりました。また、自白の信用性、これは任意性、これについても犯人しか知り得ない秘密を知り得たというので、金庫を持ち出して山中に捨てているんですけども、そこに引き当てる現場検証があります。それについても、写真を始めと終わりをごっちゃにして、さも阪原さんがその金庫のところにたどり着いたような写真を提出して、それが任意性に疑いがありということで、再審決定につながっています。それから、アリバイについても成立する可能性がありというので、飲み会に行っていたことが記されて、それについても疑いあり、つまりアリバイがあることについても、可能性は十分あるということで判断をされて、再審開始の決定になっています。

そういう点でも、検察側が裁判のやり直しの中で十分立証できるというこ

とで、この甲良町で、大変小さな力ですけども、議会でこの決議、意見書が可決されるというのは大変大きいというふうに思います。また、冤罪被害者の方が心待ちにされているというように思いますので、ぜひご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○山田裕康議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。  
(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで質疑を終わります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田裕康議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、意見書第4号を採決します。  
お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。  
(賛成者起立)

○山田裕康議長 ご着席願います。  
起立全員です。

よって、意見書第4号は可決されました。  
ここで、議事の都合上、暫時休憩します。

(午前 9時51分 休憩)

(午前 9時52分 再開)

○山田充副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会報告を行います。

山田裕康議長には、地方自治法第117条の規定により退場いただいておりますので、副議長である私が議長職を務めさせていただきます。

報告書が提出されておりますので、これより、委員長より報告を求めます。  
西澤委員長。

○西澤土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会委員長 令和3年12月13日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会 委員長 西澤申明。  
報告案を読み上げさせていただく前に、お断りをいたします。

ここでは個人情報が含まれています。個人名、それからそれに関わる土地の地番がございます。字名までは入れて読み上げます。皆さんには記載のとおり配布されておりますので、この内容での報告書となります。ただ、議事録の関係、議事録が公開をされていきますので、個人情報との関係で、その分

を割愛し、そしてお父さんについてはAさん、息子さんについてはBさんというようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。そして、一部を割愛いたしますので、よろしく願いします。報告は記載のとおりであります、そのようにさせていただきます。

1、特別委員会の設置は、(1) (2) (3) (4) (5)、この(5)については検査権限について、本議会で改めて認識となりました。本会議は(2)に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

大きな2、検査・協議・調査経過。

第1回、第2回、第3回、第4回、第5回、第5回については、正副委員長による協議を行いました。第6回が令和3年12月9日にさせていただいております。

ページをめくりまして、検査・調査の結果。

B氏の土地について。

令和3年3月定例会における議案第21号の土地明渡等請求事件に関わる事案については、昭和55年10月25日に環境改善事業の四ツ塚宅地造成用地とするため、A氏所有の池寺四ツ塚、また池寺四ツ塚、これは田んぼです。合計2,940平米を町が買収した。売買契約の条件として、四ツ塚宅造地の宅地分譲があったが、その分譲地は希望者が多いため、結果としてB氏の所有地の隣地払下げとなった。契約書の附帯事項には、「交渉経過の中で宅地分譲の話が出ていたが、昭和55年10月25日の用地交渉により宅地分譲の件については撤回することを確認する」、これは原文のままです。とあった。B氏の所有地の隣地の町有地は、長寺と長寺であります。平成6年、敷地境界の擁壁工事を町で施工した。

B氏はA氏から、払下げの土地代は処理が終わっていると聞いている。また、長寺と長寺の2筆について、請求が一度もなかった。平成7年に住居を新築した際、長寺について、住宅ローンの関係で平成20年6月に土地代金を入金し、町からB氏に所有権移転された。しかし、払下げ時に土地代は処理が終わっているため、二重払いだと訴えている。また、長寺は町から本件土地を買い受け、その代金は支払い済みであるとの認識であり、所有権は移転されていると考えていたという主張であった。

だが、町には上記の主張を裏づける書類はなかった。

令和元年5月30日に甲人第11号で、甲良町長からB氏に、長寺の土地代金は補正予算を計上し返金すること、長寺については町からB氏への所有権移転登記をする旨を記載した文書が送付された。同年7月30日、電話に

て履行できない旨を伝え、令和3年6月に町の代理人より撤回文書が送付された。

その経過については、令和元年7月に、地方自治法第96条第1項第6号により議会の承認議決を得ないで土地の名義変更を行うことは違法であり、補正予算についても地方公務員法第32条により、職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合は服従義務がないという提起があったためである。

委員会は関係書類の提出を求め、書面が提出された。その書面はB氏の主張が述べられたもの、土地代金納入の有無などの経過を解明しようと試みた交渉記録、売買契約書等であった。

判明した事項。

①平成6年、長寺と長寺の土地の境界に町が施工したコンクリート擁壁については、隣地との境界の間に1メートルの土地を確保したものであり、この点については双方とも異論がなかった。

②平成20年、もう一つの払下げ土地の長寺については、町提出の書面で、B氏に同年6月売買していた記述が確認された。しかし、B氏がこの土地代金について「二重払いになっている」と一貫して主張している。当時の担当課長と幾度も話し合いをしたこと（野瀬喜久男町長と丸山恵二議長宛てに提出した平成31年3月26日付書面）、住宅を建設する際のローン会社との経過を記した書面も検査した。

しかし、検査では「二重払い」と断定できる書面は確認できなかった。

③長寺の土地に関し、「代金は未払い」としている件では、町は催促したと主張するものの、上記擁壁工事をした平成6年の時点、あるいは長寺の土地を売買したとする平成20年以降、地籍調査においてそごが生じていることが判明するまでの間、土地代金の催促および「不法占有」とする意思表示を山田氏に提示・送付した書面は確認できなかった。

他のそごがある土地について。

「未解決用地一覧」とした下記の内容の書面が提出された。

土地の所在は、長寺九條野、同じく、そして同じく3筆です。地積は省略します。宅地です。現状は全て個人使用。内容は、平成30年度地籍調査業務の立会いにおいて、個人宅地に町名義の町有地があることが判明。

②土地の所有は、長寺九條野の宅地で（地積は省略）、現状は道路敷地。内容は、平成30年度地籍調査業務の立会いにおいて、個人への払下げ済みの土地に現況道路があることが判明。

③土地の所在は長寺亀塚で、地積は省略、現状は町道敷地。内容は、平成28年度地籍調査業務の立会いにおいて、道路用地買収済み用地が未登記の状態のまま、元所有者が第三者に道路敷地も含め売買したことが判明。

上記の土地についての原因およびその解決方法を検証・検討等を示す書面の提出を求めたところ、その結果は以下の通りであった。

①については、現状の土地問題が解決次第、解決に向けて協議をしていく。

②地籍調査長寺西第6工区の登記完了後、個人から有償買戻しを行う。

③地籍調査長寺西第5工区で、現在所有者閲覧同意されたので、地籍調査において現状のとおり道路分筆を行い、地籍調査登記完了後、道路内の個人名義について、寄附で所有権移転登記を行う。

ページを進みまして、以上の検査・調査の結果を受けて多くの委員から、以下の趣旨の意見が集中した。

1つは、町が行う土地の売買業務で、あまりにも事務手続がずさん、粗雑で行政事務として怠慢と言える実態が明らかになった。例えば、B氏に関する土地についての「伺い書」（起案日、平成7年12月付）に登記上「合筆」としていない物件を「合筆済」と記載した添付書類を作成していたことなど、ずさんそのものであったことに厳しい批判が出された。また、伺い書に、代金完納後、町が登記を行うことが明記してあるにもかかわらず、地籍調査を実施するまで20年以上の間、登記上と実態のそごが放置されていることが判明し、行政事務の怠慢が厳しく指摘された。

2つ目は、今回対象とした事案以外でも、町有地の正確な掌握・管理に向けて取組を強化するとともに、今後、同じようなそごが判明した場合、速やかに是正すべきとの意見も多く出された。

以上であります。

この最後のところに書かれています点は、私、委員長としても本当にあきれられる状態です。しかし、1人の訴えから町の土地に対する財産としての位置づけ、そして大事にしっかりと行政上の管理、法律に、政令に基づく管理がされていなかったということが判明をし、そしてその改善に向けての取組を大いに期待をするものです。

以上です。

○山田充副議長 報告が終わりましたので、委員長報告について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○山田充副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告をもちまして、土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会の調査を終了いたします。

次に、日程第7 発議第9号を議題とします。

局長。

○橋本事務局長 発議第9号。

令和3年12月13日。

甲良町議会議長 山田裕康様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 西澤伸明。木村修。丸山恵二。宮寄光一。阪東佐智男。野瀬欣廣。  
岡田隆行。

土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会にかかる土地の処分に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○山田充副議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 今の委員長報告によりまして、今回の案件につきましては問題点の指摘で終わりました。じゃ、この土地問題について収拾、要するに、あとをどういうふうに解決していくかという点については、やはり議会としての立場で問題提起というか、決議という形で町長に求めていきたいというところで、その提案をいたします。

土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会にかかる土地の処分に関する決議（案）でございます。

1つ、山田氏との土地の払下げ問題については、基本的には野瀬町長が発した令和元年5月30日付公文書「土地払下げ通知」の内容を支持し、次のとおり履行することを求めます。

1、44.30平方メートルの土地代金の二重払いについては、その事実を示す確たる証拠はなく、野瀬町長いわく「山田氏の主張は終始一貫しているし、町の過去の対応もずさんで指摘されてもやむを得ない部分もあるので、山田氏の意向に沿いたい」との判断、そのように言及いたしております。このことは、事実とはもあれ、そのような長い間の交渉の結果、道義にかなうものであるというところでございます。

2、86.35平方メートルの土地については、44.30平方メートルの土地と合わせて130.65平方メートルの「土地払下げ契約について（伺い）」が平成7年12月に出されており、山田氏と折衝があったが、その後の平成29年8月に実施された地籍調査の結果、山田氏敷地内に町有地があることが判明し、土地代金、単価1万円掛ける86.35平方メートルの86万3,500円の請求をしている。その間、土地代金の請求や督促、交渉の事実を証する交渉経過の記録がなく、「所有権の取得時効」の疑いがあります。

ここで、その理由についての説明を申し上げますが、平成20年の6月1

0日に44.30平方メートル、44万3,000円の土地売買契約が締結されています。これは、山田氏の新築される家そのものが実は町有地のままの名義であると。そこにはその家を建てることができないという、住宅ローンを借りる業者さんから指摘がありました。どうしてもその土地を山田氏名義にしないと、家が建てられないという理由から、以前にこの問題の処理はついているはずなのに、そういうことであればというので、山田氏が43万円の土地代を払っています。その契約が平成20年6月10日にやられて、そしてその契約の締結後、入金がされていたんです。

実は、この事実を弁護士は、このときに、番地は言いません。86.35平方メートルの土地代金も含めての話だと言ってきたんです。実はそうじゃない。そこには町有地、町名義の土地があるから家が建たないので、その部分をぜひとも個人名義にしないと、家は建てませんと言われたので、やむなくその土地だけの部分の売買契約をして、お金を払った。こちらの86.35平方メートルの土地については、全くそのことには言及がされていない。にもかかわらずそのときに、というのは、平成20年6月10日にそんな土地買収の話があるので、時効にはならないという弁護士の見解でありました。

しかし、肝心のこの86.35平方メートルの話が全く出ていないということで、私は極めてこの時効は濃厚だと、疑いが濃厚であるという見解を持っているんですが、この1点、弁護士が言われる44.3平方メートルの土地の売買が、この86.35平方メートルの土地とも関連して、その時点で時効の停止がある。またそこから20年という見解を弁護士は取っておりますけれども、その見解に大きな相違があります。そういうことで、私はこの所有権の取得時効の疑いがあると言わざるを得ない理由でございます。

野瀬町長は、前記公文書の中では、「令和元年7月中に売買契約書の締結」と文書には記してありましたが、金額については表記がありませんでした。でも職員の、いろいろ出していただいた職員のメモから、町長はどうも無償払下げの思いがあると、そういうようなことの記述がございまして、町長は、我々には無償払い下げしますという言及が一切ないんですが、職員からして、町長の思いは無償払下げであったなということが伺い知れました。

しかし、払下げ価格については、隣地払下げとしての土地の形状、面積等を勘案した適正価格でありたいということが基本であります。でも今回の場合、さらには今日までの折衝の経緯、そして先ほどの所有権の取得時効の疑いがあることなども考慮・勘案して、その上で山田氏と合意される金額をもって売買契約書を交わせばいいという思いでございます。

3つ目、町長が山田氏との折衝の中で合意したことが、職員をして弁護士からクレームがつき、「土地明渡等請求事件」としてこの議会に山田氏を、

裁判所に訴えの提起をしてきました。全くの無謀であります。今まで折衝が続けられ、町長とやっと合意がされた、その合意書に基づいて町長がやろうとしたところがクレームがついて、明渡請求事件としてそれを裁判に訴えるという事態が非常に残念であります。善良な町民を威迫し、おとしめる行為は許されません。

2つ目の、他の未解決用地3件、これも先ほどの報告にありましたが、いずれも平成28年から同30年の地籍調査によって判明をいたしました。その結果、現状がそのようになっているという、町のずさんな土地管理が浮き彫りになってきました。町が買った土地、また売った土地、登記等の後処理ができていない、そのことが問題であります。早急に問題解決に当たられたい。その際、過去の経過を調査・整理し、適正かつ誠意をもって対処および処理することを求める。一部、先ほどの報告の中にも、このようにしますということが掲げてありました。

3つ目、この2の問題と関連して、今後この地籍調査は各町内で行われてきます。2のような事例が、むしろこれから多いかもわかりませんが、多発する予測がされます。町民の意向を優先し、誠意を持って対処されたい。

なお、町の財産、とりわけあるべき土地が本当にあるのかどうかという現有と不明の調査を早急に進め、実態を明らかにされたい。

以上、決議いたします。

令和3年12月13日。

甲良町議会。

どうぞよろしく申し上げます。

○山田充副議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田充副議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

1つは、一町民の訴えから、町行政の事務処理実務の表現のしようがないほどずさんであることが、図らずも判明したと思います。行政と住民の間で理解が異なる場合など、今回のケースでは土地という財産に関係することであり、代金の納入の有無など、町民や関係者との交渉記録をその都度記載していなかったこと、また、町としての意思・方針を相手方に伝える、書面で確認をすることが全く実行されていなかったことが判明しました。これらのことがあぶり出されたというように思います。

さらに、町民の財産である土地の管理が全くされていないことも明らかになりました。宅地分譲事業が始まって四十数年を超え、分筆、売買契約などの作業を終えてからでも二十数年が経過しております。国の地籍調査が実施されるまで、登記と実態のそごが掌握できなかったためです。町の報告だけでも6筆、4か所の町有地が既に町民の敷地になっているとか、第三者に売却されてしまっているとか、通常では考えられない事態になっていることが、今回、部分的ですが判明したことになります。

2つ目に、Bさんはじめ関係者には、町の怠慢、事務処理のずさんさがあったことを率直におわびし、弁護士を通じた冷酷な手法は取り下げて、町民の苦悩、言い分に正面から向き合って、また、行政の怠慢にも向き合って、解決の合意に向けた協議がされることを願わずにはられません。

最後に、同和対策事業では数々の困難とともに、無法や脱法的な行政がまかり通っていたであろうことが、土地裁判の記録などを見るとうかがい知ることができます。同時に、処理されずに残っている課題も山積していると思います。今日委員長報告で、また、この対象になった調査そのものも氷山の一角だというように思います。改めて同和対策事業の公平・公正な後始末は甲良町政にとって切実な課題であると同時に、本当に差し迫った課題でもありますし、当たり前前の町政にしていく上でも避けて通れない課題だと思いますので、そのことを肝に銘じていただきたいと思って、賛成討論とします。

○山田充副議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田充副議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田充副議長 着席願います。

全員です。

よって、発議第9号は可決されました。

ここで、議事の都合上、休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○山田裕康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第8 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり議

員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よってそのように決定しました。

次に、日程第9 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田裕康議長 異議なしと認めます。

よってそのように決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和3年12月定例会閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は12月6日から13日までの8日間の会期で、提出議案等の審査をいただきました。追加で提出いたしました令和3年度一般会計補正予算(第5号)を含め、提出いたしました11議案全部を原案どおり可決いただき、ありがとうございました。

本日、土地売買業務における未解決問題の調査特別委員会の委員長報告がなされ、発議第9号の意見書が可決をされました。調査をいただきました土地については意見書の内容を考察いたし、解決に向けた取組を行うとともに、未解決用地の整理、そして処分ができていない町有地の整理について、担当課と力を合わせて一層の努力をいたしたいと考えております。

議会開会の挨拶でも申し上げましたとおり、行政課題案件等につきまして、議会と早めの協議に心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年の寒波は厳しいとの予報がされており、いよいよ寒さが厳しくなっております。健康面に一層のご留意をいただきたいと思います。まだ少し早くはありますが、令和4年の新年をつつがなくお迎えいただきますことをお祈り申し上げます。

12月定例会閉会の御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○山田裕康議長 これをもって、令和3年12月甲良町議会定例会を閉会しま

す。ご苦労さまでした。

(午前10時28分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 裕 康

〃 副議長 山 田 充

署名議員 西 澤 伸 明

署名議員 小 森 正 彦